B　合併関係市町村（旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第2条第3項又は市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併新法」という。）第2条第3項の市町村をいう。以下同じ。）（新市町村の市町村役場が所在する合併関係市町村を除く。）ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$15.7 \times a \times b - 8.26 \times a \times c$

bが1.270を超えるときは1.270とする。

cが2.805を超えるときは2.805とする。

［略］

4　市町村の「その他の教育費」のうち幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子ども の数を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$A \times B \times C + D$

算式の符号

A　次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$\{(b / a) \times 1.218 + (c / a) \times 1.000\} \times (1 / 1.050)$

b／a、（b／a）×1.218又はc／aに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

B　次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{\sum_{i=1}^{n} (b_i \times c_i)}{a}$$

$b_i \times c_i$に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

c_i　$1 \leqq i \leqq 15$のとき　3.201

$16 \leqq i \leqq 25$のとき　1.991

$26 \leqq i \leqq 35$のとき　1.472

$36 \leqq i \leqq 45$のとき　1.408

$46 \leqq i \leqq 60$のとき　1.307

$61 \leqq i \leqq 75$のとき　1.164

B　合併関係市町村（旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第2条第3項又は市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併新法」という。）第2条第3項の市町村をいう。以下同じ。）（新市町村の市町村役場が所在する合併関係市町村を除く。）ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$15.6 \times a \times b - 8.22 \times a \times c$

bが1.270を超えるときは1.270とする。

cが2.645を超えるときは2.645とする。

［同左］

4　市町村の「その他の教育費」のうち幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子ども の数を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$A \times B \times C + D$

算式の符号

A　次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$\{(b / a) \times 1.217 + (c / a) \times 1.000\} \times (1 / 1.049)$

b／a、（b／a）×1.217又はc／aに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

B　次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{\sum_{i=1}^{n} (b_i \times c_i)}{a}$$

$b_i \times c_i$に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

c_i　$1 \leqq i \leqq 15$のとき　3.206

$16 \leqq i \leqq 25$のとき　1.995

$26 \leqq i \leqq 35$のとき　1.475

$36 \leqq i \leqq 45$のとき　1.408

$46 \leqq i \leqq 60$のとき　1.307

$61 \leqq i \leqq 75$のとき　1.164